

令和6年度 第75回

全国労働衛生週間

推してます みんな笑顔の 健康職場



安全経営あいち®

リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。

岡崎労働基準監督署西尾支署



あいち安全経営本舗®

リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。

令和6年度 第75回

全国労働衛生週間

目次

1. 令和6年度全国労働衛生週間の実施について
2. 新たな労働衛生管理の方向性について
3. 化学物質管理の課題について
4. 労働者の心身の健康確保のための総合的対策
5. 規則等の改正について
 - a. 新たな化学物質管理等について
 - b. 一人親方等の衛生管理について
 - c. デジタル化等への対応について
 - d. 電気自動車等の整備業務に係る特別教育の改正点
6. 安全経営あいち[®]

1

令和 6 年度全国労働衛生週間 の実施について

令和6年度 全国労働衛生週間実施要綱

スローガン

推してます みんな笑顔の 健康職場

期

間

10月1日～10月7日（準備期間 9月1日～9月30日）

全国労働
衛生週間中
に実施する事項

- ① 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- ② 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ③ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- ④ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- ⑤ 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

令和6年度 全国労働衛生週間実施要綱

準備期間中に実施する事項

各事業場では、以下の事項について総点検を行う。

ア 重点事項

- (ア) 過重労働による健康障害防止のための総合対策に関する事項
- (イ) 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進に関する事項
- (ウ) 転倒・腰痛災害の予防に関する事項
- (エ) 化学物質による健康障害防止対策に関する事項
- (オ) 石綿による健康障害防止対策に関する事項
- (カ) 「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく受動喫煙防止対策に関する事項
- (キ) 「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に基づく治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項
- (ク) 「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の推進に関する事項
- (ケ) 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく労働者の作業環境、健康確保等の推進に関する事項
- (コ) 小規模事業場における産業保健活動の充実に関する事項
- (サ) 女性の健康課題の理解促進に関する事項

令和6年度 全国労働衛生週間実施要綱

イ 労働衛生3管理の推進等

労働衛生管理体制の確立や活動の活性化、作業環境管理、作業管理、健康管理、労働衛生教育、THP指針等に基づく健康保持増進措置の推進に関する事項（要約）

ウ 作業の特性に応じた事項

粉じん、電離放射線、騒音、振動、情報機器作業、酸素欠乏症、一酸化炭素中毒による健康障害防止に関する事項（要約）

エ 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進

東京電力福島第一原子力発電所における作業や除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策の徹底等に関する事項（要約）

オ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策

- a 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
- b その他請負人等が安全衛生に係る事項を円滑に実施するための配慮

熱中症を防ごう！

STOP！熱中症 クールワークキャンペーン



熱中症 を防ごう！

愛知労働局

STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

2024年5月1日～9月30日（4月：準備期間／7月：重点取組期間）

- 毎年、梅雨明けの時期になると日差しが強くなり、急激な環境温度の変化に身体が対応しきれず、全国的に熱中症が発生しています。令和5年、愛知県内で発生した就業中の熱中症は、60人（休業4日以上）となりました。
- 熱中症の発生はWBGT（暑さ指数）と明確に関連しており、予防についても作業者の暑熱環境よく管理を行うことで一定の科学的アプローチが可能です。このパンフレットを参考に、関係者が熱中症に対する十分な認識を持ち、熱中症の根絶を目指しましょう。

愛知県内における熱中症発生状況【休業4日以上・死傷災害】

発生年	休業者数	死亡者数	合計
平成26年	16	0	16
平成27年	20	4	24
平成28年	30	1	31
平成29年	35	1	36
平成30年	76	3	79
令和元年	49	2	51
令和2年	88	4	92
令和3年	28	0	28
令和4年	46	0	46
令和5年	60	0	60
合計	448	15	463

月別発生状況（過去10年分）



時間帯別発生状況（過去10年分）



作業場所別発生状況（過去10年分）



屋内作業所
198人
42.8%



屋外作業所
265人
57.2%

気温と熱中症発生状況の関係



- 愛知では毎年、数十名の方が休業4日以上となる熱中症を発症しています。近年死亡例が発生していないのは、「早期の医療機関受診」が浸透し、軽症のうちに治療できるケースが増加したなどが考えられます。
- 熱中症の発生は毎年5月頃、かなり早い時期から始まります。最多となる7月～8月を迎える前に、**早急に手防対策**に取り組むことが重要です。
- 熱中症は、午後3時から4時台をピークに、**全ての時間帯で発生**しています。発生場所も屋外に限らず、**屋内の新命も**なり高くなっています。

1

厚生労働省は労働災害防止団体などと連携し、5月から9月まで、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施しています。愛知労働局は、これに合わせてパンフレット「熱中症を防ごう！」を作成し、熱中症予防の知識や取り組むべき事項の周知を図っています。

令和5年、愛知労働局管内では、60件（休業4日以上）の熱中症が発生しました。熱中症の発生はWBGT（暑さ指数）と明確に関連しており、予防についても一定の科学的アプローチが可能です。パンフレットを参考に、熱中症の根絶を目指しましょう。



2

新たな労働衛生管理の方向性について

労働衛生 3 管理の推進

労働衛生管理

○作業環境管理

- a 有害物等を取り扱う事業場における作業環境測定の実施とその結果の周知及びその結果に基づく作業環境の改善
- b 局所排気装置等の適正な設置、稼働、検査及び点検の実施の徹底
- c 事務所や作業場における清潔保持
- d 換気、採光、照度、便所等の状態の点検及び改善

○作業管理

- a 自動化、省力化等による作業負担の軽減の推進
- b 作業管理のための各種作業指針の周知徹底
- c 適切、有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底

○健康管理

- a 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
- b 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- c 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携
- d 健康保険法に基づく医療保険者が行う保健事業との連携

推進

推進

安全衛生管理体制の確立

労働衛生教育の実施、徹底

考え方（法規制のあり方）の変遷

従来

呼吸用保護具等を
必要としない環境

有害因子レベル低減

有害因子レベル

低

有害因子レベル

高

- 基本的に「呼吸用保護具等を必要としない環境」を作ること義務付け
- 呼吸用保護具等は付加的対策という位置付け

例：有機溶剤中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則

考え方（法規制のあり方）の変遷

最近の傾向

個人ばく露管理

- ・ 個人ばく露測定
- ・ 有効な呼吸用保護具等の使用

有害因子レベル低減

有害因子レベル

低

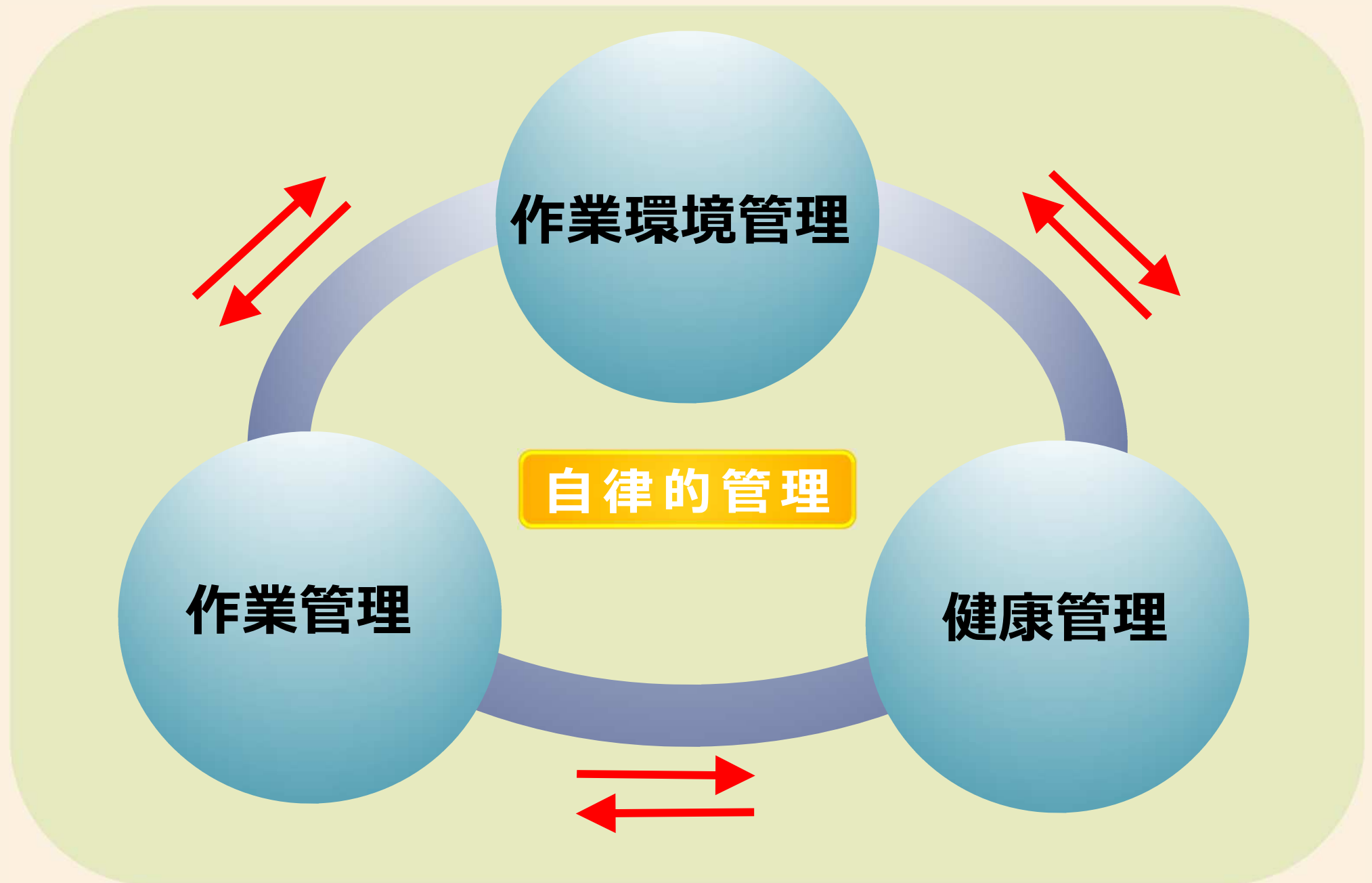
有害因子レベル

高

- ・ 有害因子レベルを低減しつつ、呼吸用保護具等により個人ばく露を防ぐ

例：溶接ヒューム対策、新騒音ガイドライン、新たな化学物質管理

労働衛生 3 管理の推進



3

化学物質管理の課題について

1 職場における化学物質管理の課題

個別規制の対象外となっている化学物質による労働災害が全体の約8割

<化学物質による労働災害発生状況（令和3年）>

起因物	件数
有害物	156
爆発性の物等	13
可燃性のガス	38
爆発性の物等	16
その他の危険物、有害物	249
合計	472

出典：労働者死傷病報告



出典：労働者死傷病報告

化学物質の性状に関連の強い労働災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）が年間約500件発生

製造業のみならず、**建設業、第三次産業**における労働災害も多い

○ 作業環境測定の結果が、直ちに改善を必要とする**第三管理区分と評価された事業場の割合が増加傾向。**

	件数 (平成30年)	障害内容別の件数(重複あり)		
		中毒等	眼障害	皮膚障害
特別規則対象物質	77 (18.5%)	38 (42.2%)	18 (20.0%)	34 (37.8%)
特別規則以外のSDS交付義務対象物質	114 (27.4%)	15 (11.5%)	40 (30.8%)	75 (57.7%)
SDS交付義務対象外物質	63 (15.1%)	5 (7.5%)	27 (40.3%)	35 (52.2%)
物質名が特定できていないもの	162 (38.9%)	10 (5.8%)	46 (26.7%)	116 (67.4%)
合計	416	68 (14.8%)	131 (28.5%)	260 (56.6%)

出典：労働者死傷病報告

有害作業の種類	作業環境測定の結果 第三管理区分の割合				
	H8年	H13年	H18年	H26年	R元年
粉じん作業	5.7%	5.6%	7.4%	7.7%	6.6%
有機溶剤業務	3.8%	3.3%	4.3%	5.0%	3.7%
特定化学物質の製造・取扱い業務	1.2%	1.2%	2.9%	5.7%	4.2%

化学物質の性状に関連の強い労働災害の分析結果

(R6.6.27 厚生労働省 公表)

1 化学物質の性状に関連の強い労働災害の発生状況

- ・化学物質の性状に関連の強い労働災害（事故の型が有害物等との接触、爆発、火災によるもの）は、直近10年間で、年間500件前後で推移しており、減少は見られない。
- ※ これに加え、職業がんの労災補償の新規支給決定者は、石綿による中皮腫・肺がんを中心に年間約1,000人に達する。

事故の型	年		平成26年		平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
有害物等との接触	365	(12)	393	(17)	369	(5)	409	(10)	397	(11)	404	(10)	430	(8)	408	(10)	442	(2)	463	(3)		
爆発	60	(4)	34	(2)	32	(3)	39	(1)	39	(5)	35	(1)	34	(2)	34	(1)	34	(5)	49	(4)		
火災	50	(0)	41	(4)	56	(2)	30	(1)	41	(4)	95	(37)	34	(1)	30	(8)	36	(0)	30	(1)		
合計	475	(16)	468	(23)	457	(10)	478	(12)	477	(20)	534	(48)	498	(11)	472	(19)	512	(7)	542	(8)		

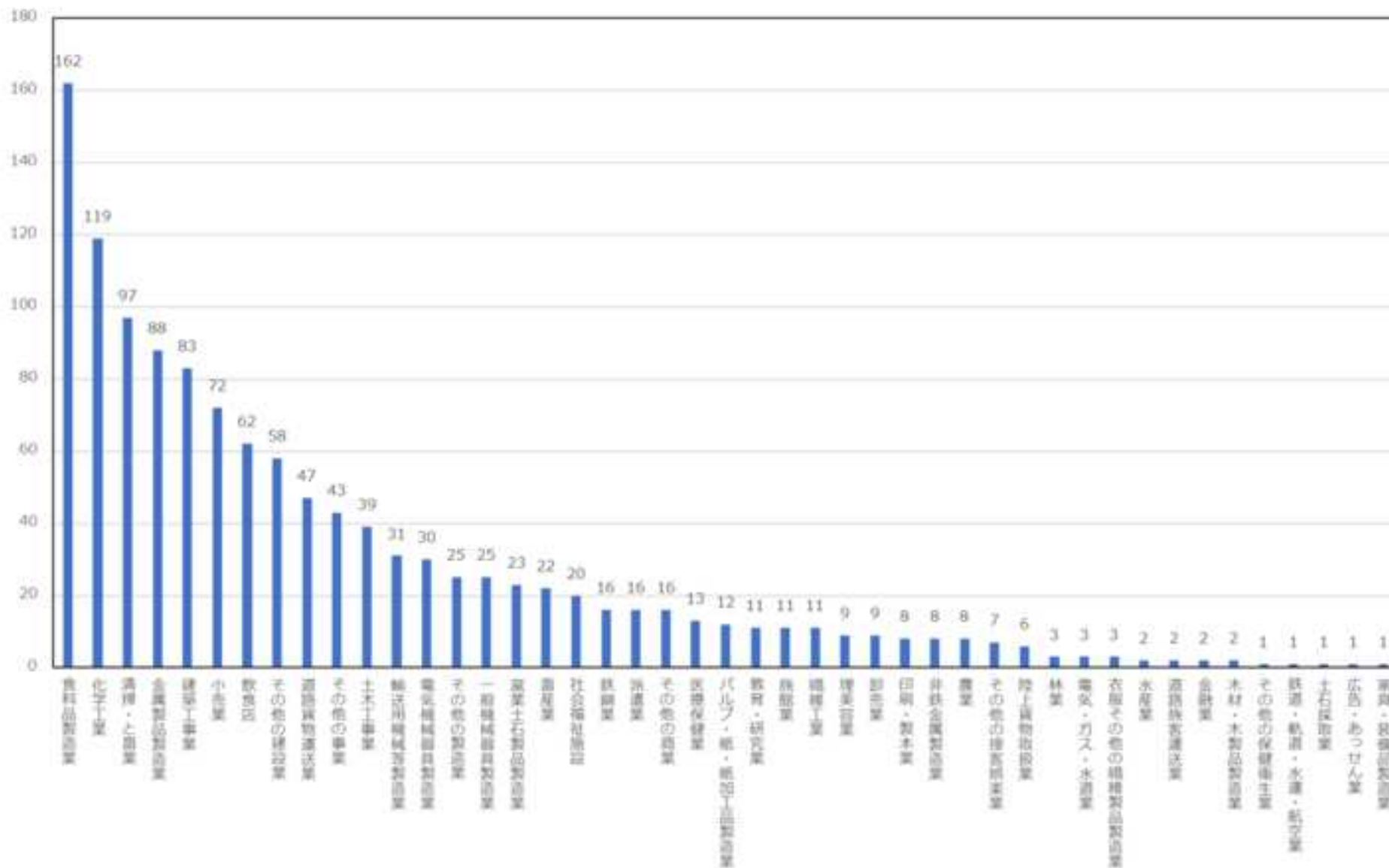
2 有害物等との接触による労働災害の分析

化学物質の性状に関連の強い労働災害のうち、「有害物等との接触」による労働災害の3年分（令和元年から3年）の1,229件について、詳細な分析は次のとおり。

※なお、以下の詳細分析は、各年の統計作成時点後に行われたデータ修正を反映しているため、既に公表されている統計数値と比較して数件程度の差異がある。

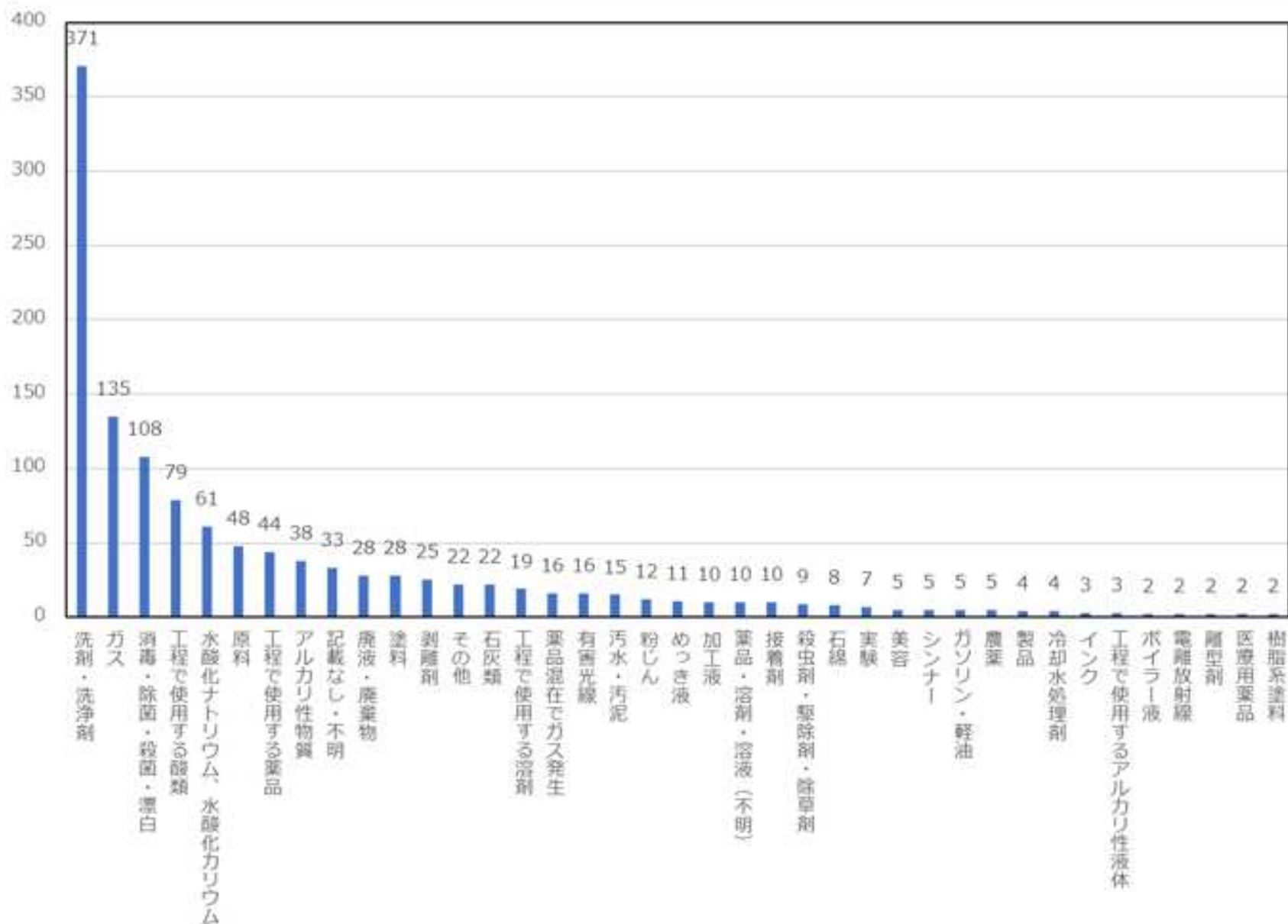
(1) 業種別発生状況

・化学工業（119件）、金属製品製造業（88件）よりも食料品製造業（162件）、小売業・飲食店（計134件）が多い。また、清掃・と畜業（97件）建築工事業・その他の建設業（計141件）といった第三次産業や建設業など幅広い業種で発生している。



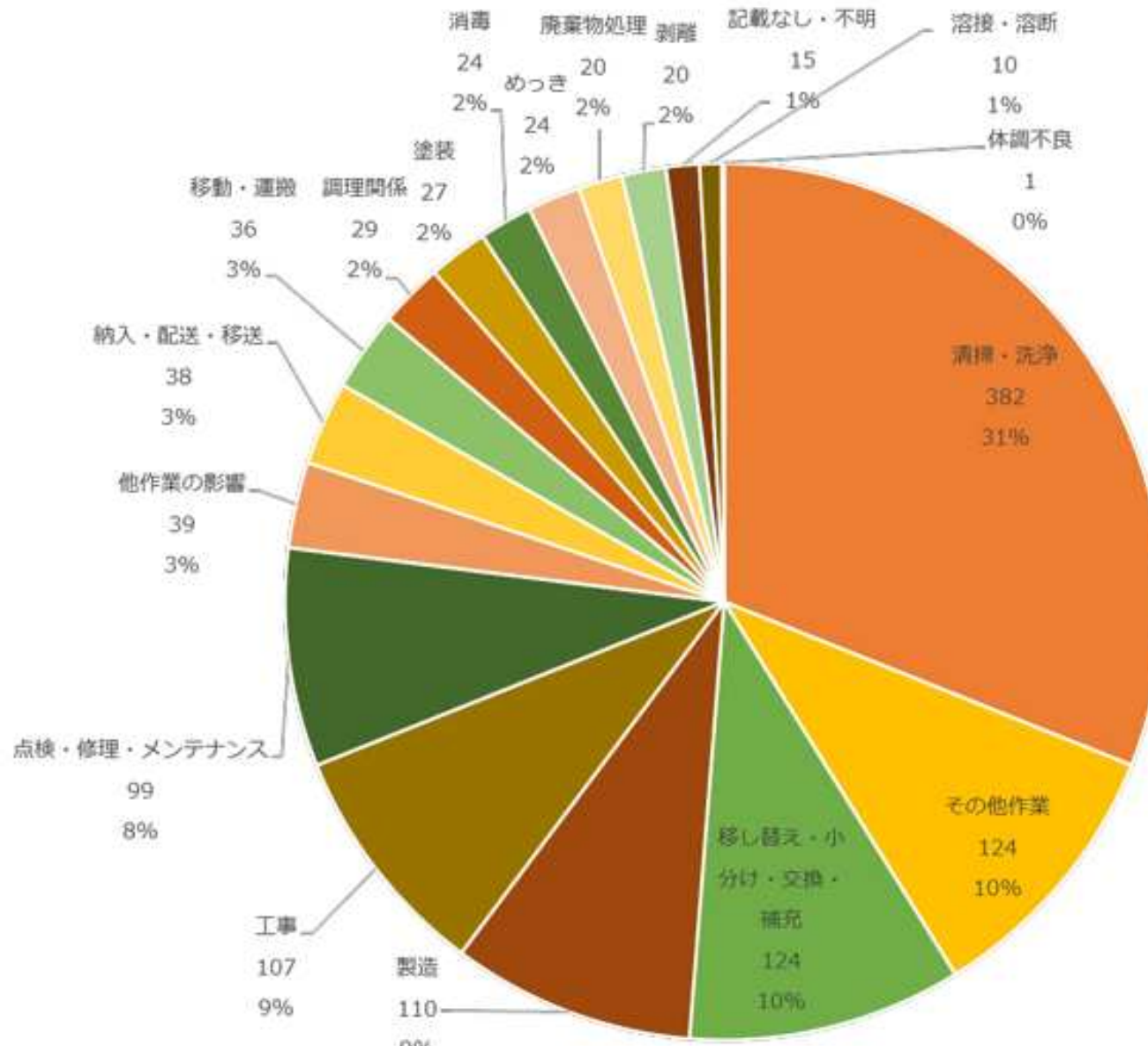
(2) 製品等別発生状況

- ・厨房やビルメンテナンスを中心に様々な業種で使用されている洗剤・洗浄剤による労働災害が約3割（371件）を占め、圧倒的に多い。また消毒・除菌・殺菌・漂白によるものも多い。



(3) 作業別発生状況

- ・製造作業中が1割程度であるのに対し、清掃・洗浄作業中が約3割（382件）、移し替え・小分け・交換・補充作業中（124件）、点検・修理・メンテナンス作業中（99件）がそれぞれ1割程度となっており、非定常作業における労働災害が多い。



4

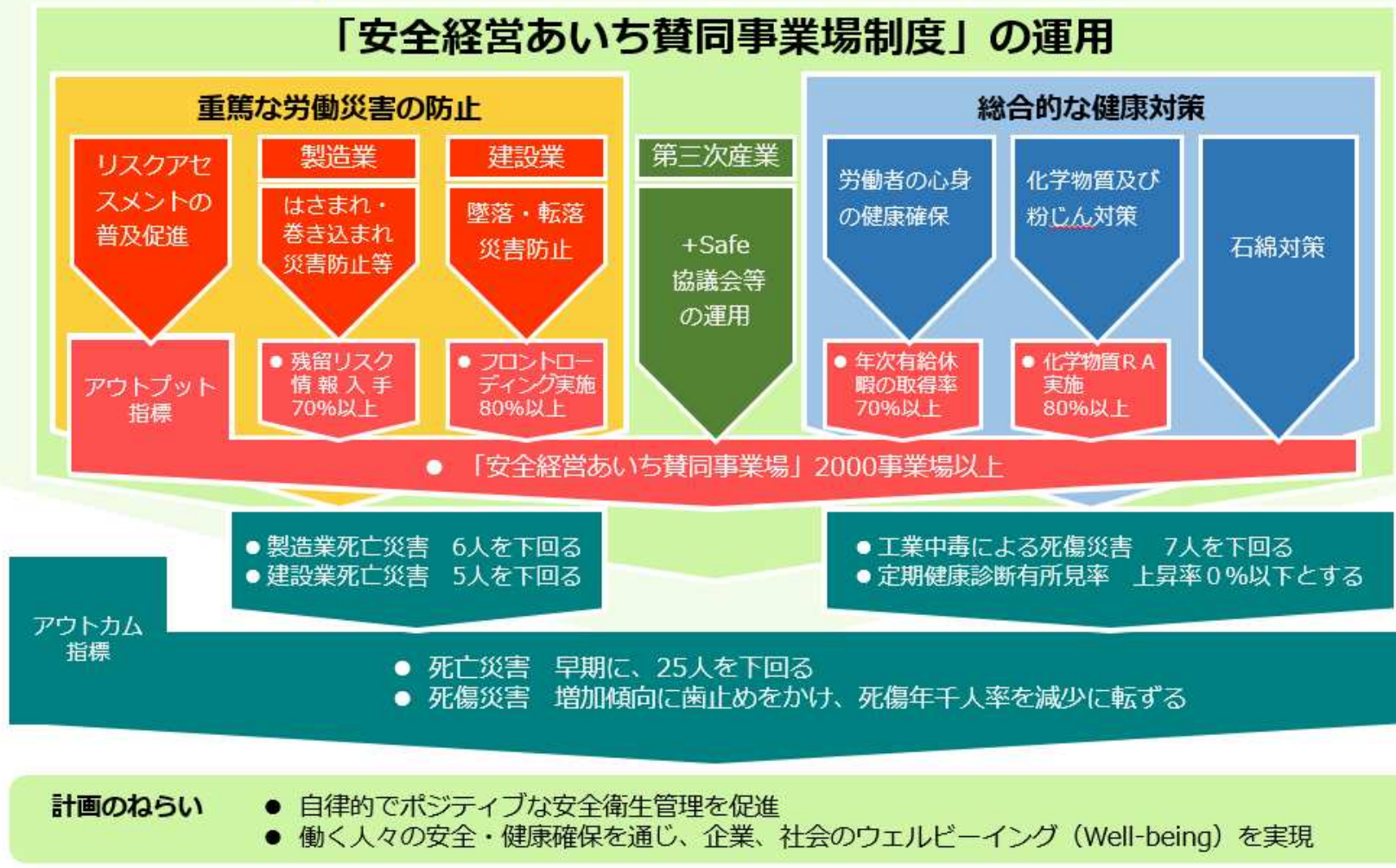
労働者の
心身の
健康確保
のための

総合的対策

- 法令に基づく健康確保措置及び健康保持増進措置等の目的について理解を深め、相互連携による労働者の健康確保推進を図る施策です。
- 令和4年3月策定。愛知労働局「第14次労働災害防止推進計画」の重点事項に掲げています。



第14次労働災害防止推進計画



- (1) 計画が目指す社会 **自律的でポジティブな安全衛生管理**を促進し、働く人々の安全・健康確保を通じ、企業、社会の**ウェルビーイング (Well-being)**を実現する。
- (2) 計画期間 **2023年度から2027年度**までの5か年を計画期間とする。

労働者の心身の健康確保のための総合的対策

基本的考え方

- 労働者の生涯において職業生活の占める割合は非常に高いことから、事業主は労働者に対し、仕事を原因とする健康障害の防止のために必要な措置を講ずるとともに、健康保持増進措置に努める必要があります。
- 各種の措置を単発的でなく相互連携させ、総合的に推進することが重要です。
- 「**リスクを踏まえた健康確保措置**」と「**健康保持増進措置**」を総合的に推進し、**労働者の心身の健康確保**を目指しましょう。

- 高齢化社会の進展等の中、労働者の健康確保は益々重要な課題に。
- 健全な労働力の確保は、人手不足や業務効率の向上につながります。
- 労働者の心身の健康確保は、企業の経営課題。

対 策

リスクを踏まえた健康確保措置の実施

- **健康診断、長時間労働面接指導、ストレスチェック等**は、いずれも労働者の健康障害リスクの要因を把握するための機会（主に義務）です。
- 受診・受検した労働者に係る結果情報が一元的に管理等されていない状況が散見されます。
- 結果情報を**労働者ごとに一元管理し、総合的に評価**することで、適切な事後措置につなげましょう。

健康保持増進措置及び労働者全体の健康水準向上に向けた取組

- **健康保持増進措置**（THP指針、メンタルヘルス指針に基づく取組など）は、**事業者の努力義務**です。
- 多様で柔軟な働き方（治療と仕事の両立支援、テレワーク導入、副業・兼業の促進、高年齢労働者対策など）を推進することは、人材確保や生産性向上の実現に繋がります。
- 義務と努力義務の優先順位を認識の上、**労働者全体の健康水準向上**に係る動機付けを行い、総合的な推進を図りましょう。

どちらも必要不可欠

労働者の心身の健康確保へ

- それぞれの措置を単発的に実施するのではなく、目的を明確にしたうえで、計画的・継続的に行う必要がある。
- リスクを踏まえた健康確保措置、健康保持増進措置を、どちらも欠かさずことなく両立させることで、労働者の心身の健康確保へつながる。

健康診断とその後の措置の位置付け

①

健康診断実施

義務

安衛法 第66条(健康診断)

②

異常があった方について
医師から意見を聴く

義務

安衛法 第66条の4 (医師等からの意見聴取)

③

必要な場合に労働時間の短縮や
配置転換などの措置を講ずる

義務

安衛法 第66条の5 (健康診断実施後の措置)

④

本人の行動変容を促す

努力義務

安衛法 第66条の7 (保健指導等)

医師等からの意見聴取の内容

法令等で求めている事項

- ① 「通常勤務」・「就業制限」・「要休業」の**3つの区分**で意見を聴く。
- ② 「就業制限」の場合は、労働時間の短縮や、配置転換など、**勤務制限の内容等**について意見を聴く。

よくみられる意見聴取の内容

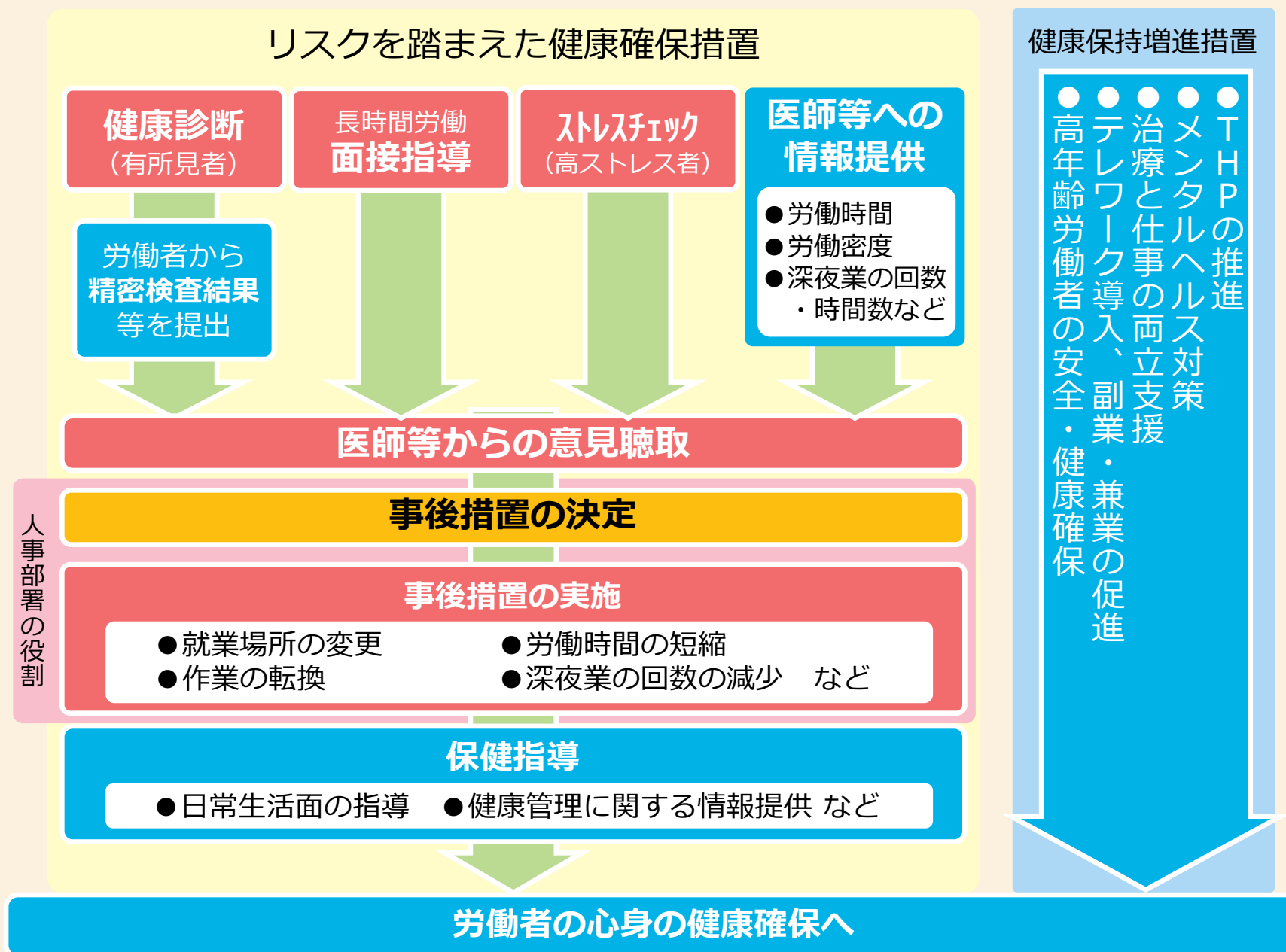
- ① 日常生活面の指導が書かれている。
- ② 「経過観察」などと書かれている。

いずれも勤務制限の
要否の意見がない

- 健康診断は、実施だけが目的ではない → 健康障害リスクの要因を把握する機会。
- リスクに応じた対応を取る → 必要な場合には勤務制限、その上で保健指導。
- 医師からの意見聴取は、目的を踏まえて。

「リスクを踏まえた健康確保措置」と「健康保持増進措置」の関係

● 健診、面接指導、ストレスチェックの実施後の措置はほぼ同じ。
● 総合的に評価することで、適切な推進を。



● リスクを踏まえた健康確保措置と健康保持増進措置を総合的に推進。
● マイナスをゼロにする取組から、ポジティブな取組へ。

■ 義務 ■ 努力義務 ■ 判断が介在する事項 として表現。

THPとは、「心とからだの健康づくり」をスローガンとする、働く人を対象とした健康保持増進措置。



主な改正点

- フレイルやロコモティブシンドロームの予防に取り組むことが重要であること
- エイジフレンドリーガイドラインに基づく対応が重要であること
- 筋力や認知機能等の低下に伴う転倒等の労働災害を防止するため、体力の状況を客観的に把握することが考えられること
- コラボヘルスの推進に積極的に取り組む必要があること
- 労働者の健康状態等が把握できる客観的な数値等のデータを、医療保険者と連携して事業場内外の複数の集団間のデータと比較し活用することが重要であること
- 健康保持増進措置に関する記録を電磁的な方法で保存・管理させることが適切であること



5

規則等の改正について

5-a

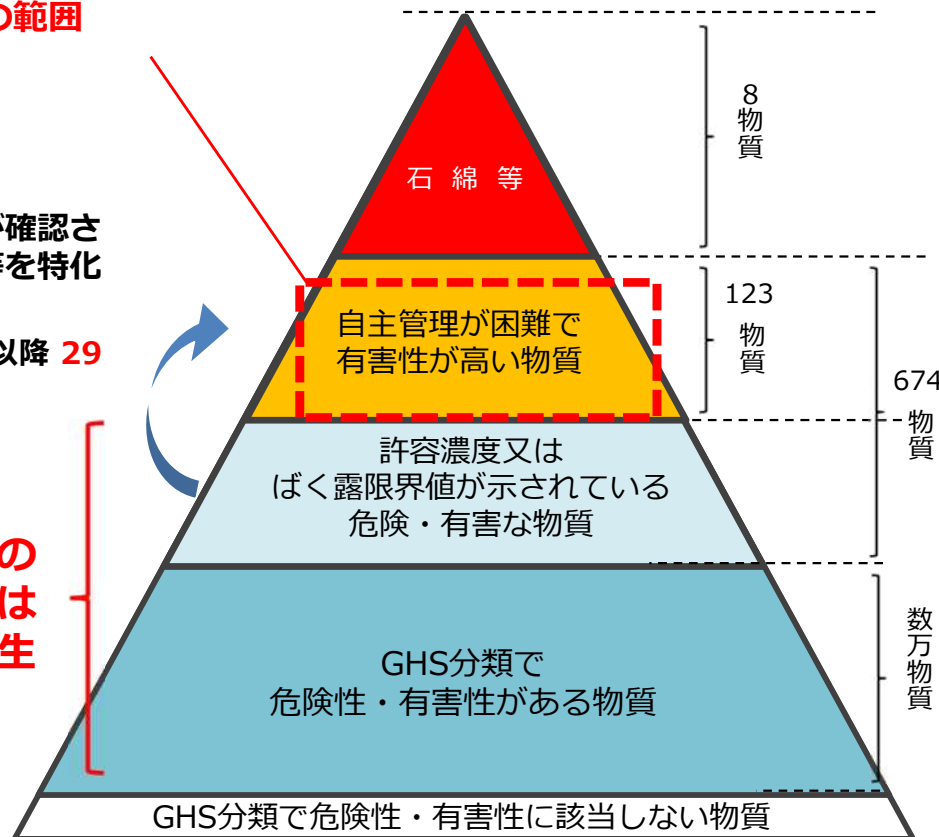
新たな化学物質管理等について

■ 従来の化学物質規制の仕組み (個別具体的規制を中心とする規制)

具体的な措置義務がかかっているのはこの範囲

発がん性が確認された物質等を特化則に追加
 ※2007年以降 29 物質追加

労働災害の 8割はここで発生



製造・使用等の禁止

特化則・有機則等による
個別具体的措置義務

ラベル表示
SDS交付
リスクアセスメント

義務

一般的措置義務
※具体的な措置基準なし

ラベル表示
SDS交付
リスクアセスメント
努力義務

- 有害性の高い物質に対し、法令で具体的な措置義務を規定
- 化学物質による休業4日以上の労働災害の約8割は、具体的な措置義務のない物質が原因
- これまで使っていた物質が措置義務対象に追加されると、措置義務を忌避して規制対象外の物質に変更 → 対策不十分により労働災害発生。 (規制とのいたちごっこ)

■ 新たな化学物質規制

■ 特殊健康診断の実施頻度の緩和 (特化則第 39 条④、有機則第 29 条⑥、鉛則第53 条④、四鉛則第22 条④)

- 作業環境管理やばく露防止対策が適切に実施されている場合は、特化則、有機則、鉛則、四鉛則の特殊健康診断の実施頻度を**6 月以内ごとに1 回から、1 年以内ごとに1 回に緩和**できる。(事業者が労働者ごとに判断する。監督署への届出等不要)
- 直近 3 回の作業環境測定結果が第 1 管理区分、直近 3 回の特殊健康診断結果に異常所見がない、作業方法の変更がないなどのことが要件。

R5.4.1施行

■ 管理水準良好事業場の特別則適用除外 (特化則第2 条の 3、有機則第4 条の 2、鉛則第3 条の 2、粉じん則第3 条の 2)

- 化学物質管理の水準が一定以上であると**所轄労働局長が認定した事業場**について、特化則、有機則、鉛則、粉じん則の**個別規制の適用を除外し、リスクアセスメントに基づく自主管理によることができる。**
(専属の化学物質管理専門家によるリスクアセスメントの実施管理等の状況、過去 3 年間の、化学物質等による労働災害・作業環境測定結果・特殊健康診断結果・化学物質管理専門家の評価・法令違反の状況などを評価して認定される。)

R5.4.1施行

■ リスクアセスメント結果等にかかる記録の作成保存 (安衛則第34条の2の8)

- 従来からの規定 (労働者への周知) に加え、リスクアセスメントの記録を作成し、**次のリスクアセスメント実施まで (ただし最低 3 年間) 保存**することが必要に

R5.4.1施行

■ 事業場内で別容器等で保管する際の措置の強化 (安衛則第33 条の2)

- ラベル表示対象物を事業場内で別容器等で保管する際、**内容物の名称と人体に及ぼす作用を明示**する

R5.4.1施行

■ 新たな化学物質規制

■ 職長等の教育を行うべき業種の拡大 (安衛法施行令19条、安衛法第60条関係)

- 職長等への教育が必要な業種を拡大。
食料品製造業の全て、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業を対象に追加。

R5.4.1施行

■ がん等の遅発性疾病の把握強化 (安衛則第97条の2)

- 1年以内に2人以上の労働者が同種のがんに罹患したときは、業務起因性について医師に意見を聴く
- 業務起因が疑われるときは所轄労働局長に報告する

R5.4.1施行

■ 注文者が措置を講じなければならない設備の範囲の拡大 (安衛法施行令第9条の3)

- SDS交付対象物の製造・取扱設備及びその附属設備の改造、修理、清掃等の仕事の注文者は、請負人に化学物質の危険性・有害性等を文書を交付する

R5.4.1施行

■ SDS通知方法の柔軟化 (安衛則第24条の15①,③、34条の2の3)

- SDSの通知を、文書以外の方法でも行える (相手方の承諾不要)
磁気・光ディスク等の記録媒体の交付、FAX・電子メール送信、ホームページのアドレス、二次元コード等を伝達し、閲覧を求める

R5.4.1施行

■ 「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新 (安衛則第24条の15②,③、34条の2の5②,③)

- SDSの通知事項のうち、「人体に及ぼす作用」について、5年以内ごとに1回、記載内容の変更の要否を確認し、必要な場合には変更、通知等を行う。

R5.4.1施行

■ 新たな化学物質規制

■ ばく露の程度の低減（安衛則第577条の2、第577条の3）

● R Aの結果等に基づき、労働者の**ばく露の程度を最小限度にする**

R5.4.1施行

● 屋内作業場における、**濃度基準値設定物質のばく露の程度を基準以下にする**

R6.4.1施行

● リスクアセスメント対象物以外のばく露の程度を最小限度にする（努力義務）

R5.4.1施行

■ 作業の記録、労働者の意見聴取（安衛則第577条の2）

● ばく露の程度を最小限度にする措置等の労働者の意見聴取・記録作成・3年間保存

R5.4.1施行
濃度基準以下の措置、RA健康診断関係はR6.4.1

● **がん原性物質等の作業の記録作成・30年間保存**

■ 衛生委員会付議事項の追加（安衛則第22条）

● ばく露の程度を最小限度にするための措置に関すること

R5.4.1施行

● 濃度基準値設定物質のばく露の程度を基準以下にするための措置に関すること

R6.4.1施行

● リスクアセスメント対象物健康診断の結果に基づき講ずる措置等に関すること

■ 皮膚等障害化学物質への直接接触の防止（安衛則第594条の2、3）

● 皮膚や眼に障害を与えるおそれがある物質等の製造・取扱いの際、労働者に保護具を使用させる義務等を規定。

■ おそれが**不明**：【**努力義務**】保護衣、保護手袋、履物、保護眼鏡等を使用

R5.4.1施行

■ おそれが**明らか**：【**義務**】不浸透性の保護衣、保護手袋、履物、保護眼鏡等を使用

R6.4.1施行

■ おそれが**ないことが明らか**：使用義務なし

■ 新たな化学物質規制

■ 化学物質管理者の選任義務化（安衛則第12条の5）

選任	R A対象物 製造・取り扱い事業場	● 化学物質管理者を選任 職務：リスクアセスメントの実施管理等	R6.4.1施行
	R A対象物 譲渡・提供 事業場	● 化学物質管理者を選任 職務：ラベル表示・労働者教育の管理等	
要件	R A対象物 製造事業場	● 化学物質管理者講習修了者 または 同等以上の能力を有する者から選任	
	R A対象物 製造事業場以外	● 化学物質管理者講習に準ずる講習修了者 から選任することが望ましい	

■ 保護具着用管理責任者の選任義務化（安衛則第12条の6他、各特別則）

選任	● リスクアセスメントの結果に基づく措置で労働者に保護具を使用させるとき	R6.4.1施行
	● 特化則や有機則等の特別則における、第3管理区分作業場について、作業環境管理専門家が改善困難と判断した場合	
要件	● 保護具の管理に関する教育受講者 など、知識及び経験を有する者から選任	

■ 化学物質労災発生事業場等への監督署長指示（安衛則第34条の2の10）

- 化学物質による労働災害の発生またはおそれがある事業場で、管理が適切に行われていない疑いがあるときは、**労働基準監督署長が改善すべき旨を指示できる。**
- 指示を受けた事業者は、**化学物質管理専門家（外部の者が望ましい）から助言等を受け、1月以内に改善計画を作成し、措置の実施、労働基準監督署長への報告、改善措置の記録作成及び3年間保存をする。**

R6.4.1施行

■ 新たな化学物質規制

■ 第三管理区分事業場の措置強化 (特化則第36条の3の2、有機則第28条の3の2、鉛則第52条の3の2、粉じん則第26条の3の2)

- 特化則、有機則、鉛則、粉じん則に基づく作業環境測定の結果、第三管理区分に区分された場合は、改善措置を講じて、第一管理区分又は第二管理区分となるようにしなければなりません。
- これができない場合等には、**外部の作業環境管理専門家**の意見に基づいて改善を行い、なお改善困難な場合には、**呼吸用保護具によるばく露防止対策徹底**を行うこととされました。

R6.4.1施行

■ リスクアセスメント対象物健康診断等 (安衛則第577条の2)

- R A 対象物健康診断の実施、結果保存、意見聴取・事後措置、結果通知等

R6.4.1施行

■ ラベル表示・SDS交付・RA対象物の追加 (安衛法施行令別表第9)

- 対象物を従来の**674物質**から**903物質**へ拡大（その後も順次追加予定）

R6.4.1施行

■ 雇入れ時等教育の拡充 (安衛則第35条)

- 雇入れ時等の教育について一部業種に認めていた教育項目の**省略規定を廃止**し、全業種で省略なく教育を行うこととされました。

R6.4.1施行

■ SDS 通知事項の追加・含有量表示の適正化 (安衛則第24条の15①、34条の2の4、34条の2の6)

- SDSの通知事項に「**想定される用途及び当該用途における使用上の注意**」を追加
- SDSの通知事項「**成分の含有量**」について、**重量パーセント**の記載が必要に
※営業上の秘密に該当する場合の例外規定あり

R6.4.1施行

■ 新たな化学物質規制

■ 皮膚障害等防止用保護具の 選定マニュアルの制定

- 皮膚や眼に障害を与える恐れがある物質等の製造・取扱いの際、労働者に保護具を使用させる義務等が令和6年4月より規定されることを受け、保護具着用管理責任者の皮膚障害等防止用保護具の適切な選択・使用・保守管理の実施を推進するために、令和6年2月、皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアルが制定されました。

化学物質管理者・保護具着用管理責任者の皆さまへ

2024(令和6)年4月1日～ 皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル(概要)

皮膚等障害化学物質等の製造・取扱い時に「不浸透性*の保護具の使用」が義務化されます

*有害物質と直接触れることがない限り性能を減らすことを要しない。HLS-1、B1、Eと記載する「透過」及び「浸透」は指し示していない場合は記載なしとする。

Q: 皮膚等障害化学物質とはどのような物質ですか? →詳細は第1章第3節を確認

A: 皮膚等障害化学物質には、**皮膚刺激性有害物質 (①)**、**皮膚吸収性有害物質 (②)**が存在します。なお、皮膚等障害化学物質および特別規用に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質の全体像は下の図のとおりです。

特別規用対象物質	①皮膚刺激性有害物質 744物質	①かつ② 124物質	②皮膚吸収性有害物質 196物質
----------	---------------------	---------------	---------------------

従来通り保護具着用の義務あり。 皮膚等障害化学物質 1,064物質
今後新たに保護具着用が義務化。 1 皮膚等障害化学物質 124物質にのみ

①皮膚刺激性有害物質 ②皮膚吸収性有害物質

皮膚または眼に障害を与えるおそれがあることが明らか化学物質
→**場所影響** (化学熱傷、接触性皮膚炎など)

皮膚から吸収され、もしくは皮膚に侵入して、健康障害のおそれがあることが明らか化学物質
→**全身影響** (癌腫誘発、各種臓器疾患、発がんなど)

Q: 保護具の管理は誰が行うのですか? →詳細は第1章第3節を確認

A: 保護具着用管理責任者が保護具の管理を行います。

【保護具着用管理責任者とは】
化学物質管理者を選任した事業者は、リスクアセスメントの結果に基づく措置として、労働者に保護具を使用させるときは、**保護具着用管理責任者**を選任し、有効な保護具の選択、保護具の保守管理その他保護具に係る業務を担当させなければなりません。

【職務および権限】
①保護具の**適正な選択**に関すること。
②労働者の**保護具の適正な使用**に関すること。
③保護具の**保守管理**に関すること。

Q: 保護具を使用しないとどうなりますか? →詳細は第2章第1節を確認

A: 皮膚等障害化学物質に対して不浸透性の保護具を使用しないと、皮膚障害や皮膚を介した健康障害が発生する可能性があります。

【最近の皮膚等障害事案の状況】
・労働災害事例のうち、経皮(露)による皮膚障害が多。
・特に、皮膚吸収性有害物質は、皮膚刺激性はないが、皮膚から吸収され発がん(膀胱がん)に至った事案も発生。

【労働災害事例】
スコップで水酸化ナトリウムと薬油を含む沈殿物をすくった際に、飛散した水溶液を浴び、作業終了後、水酸化ナトリウムによる薬傷と診断された。
なお、作業者の服装は、通常の作業着に**化学防護手袋でない一般のビニル手袋**、ゴム長靴、さらに**化学防護服ではないナイロン製ジャケット**を着用している作業員もいた。皮膚に障害を与える水酸化ナトリウムを取り扱うにもかかわらず、**適切な保護具を使用していなかったこと**、作業員および現場責任者が、槽内の物質の有害性について認識していなかったことが原因と考えられている。
手の防護については、一般的なビニル手袋ではなく、適切な化学防護手袋などを使用することが重要です。

厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署 (R6.3)



■ 新たな化学物質規制

■ 濃度基準値設定物質に関する主な改定

◆ **令和7年10月1日**から、
新たに濃度基準値が設定された **112物質**について、規制の対象
が拡大されます。

(R6.5.8 基発0508第3号)

■ 化学物質による健康障害防止のための 濃度の基準の適用等に関する技術上の指針

(R5.4.27 技術上の指針公示第24号)

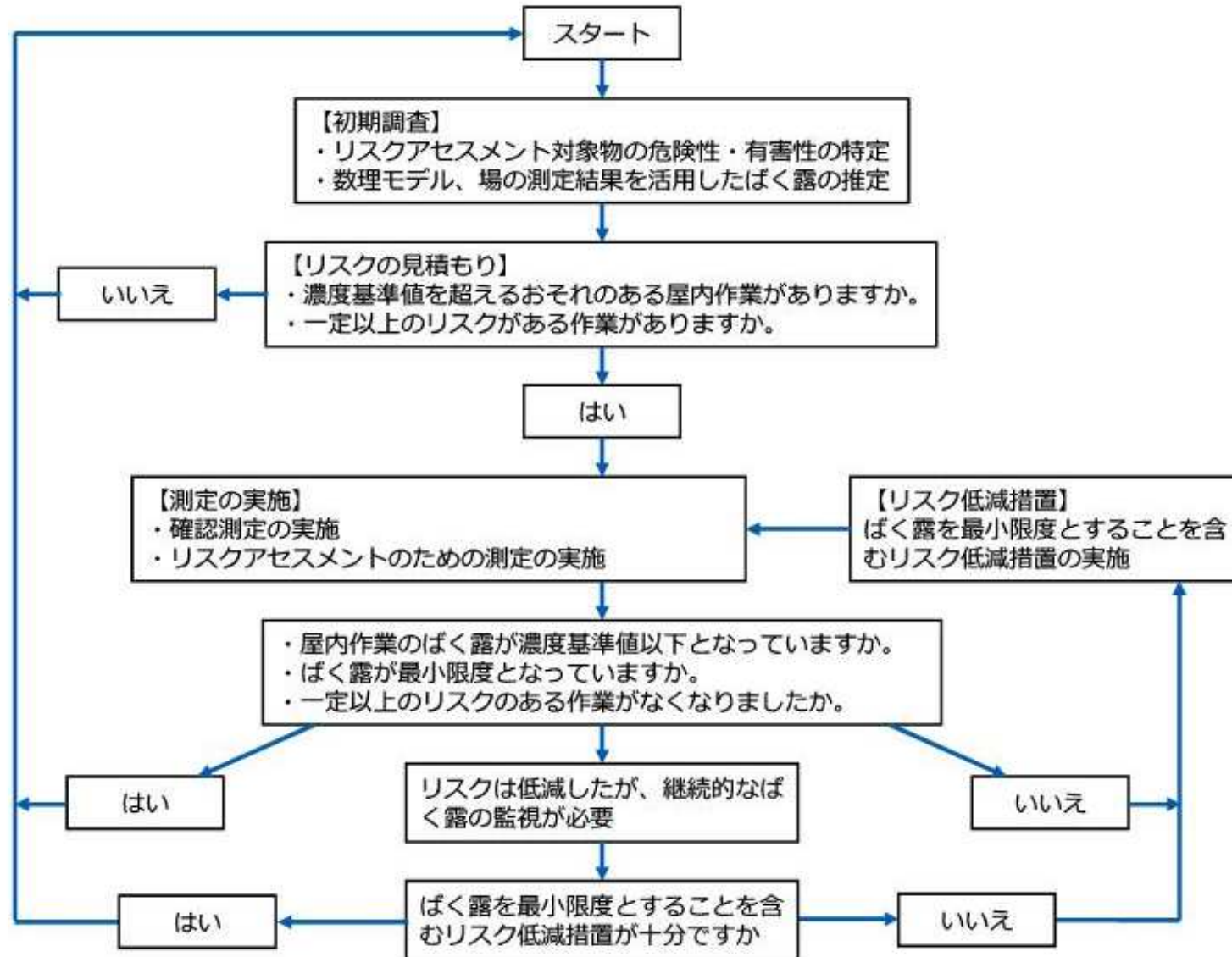
最新改正R6.5.8 技術上の指針公示第26号)

● 指針の主な項目

- ① リスクアセスメント及びその結果に基づく労働者のばく露の程度を濃度基準値以下とする措置等を含めたリスク低減措置
 - ② 確認測定の対象者の選定及び実施時期
 - ③ 確認測定における試料採取方法及び分析方法
 - ④ 濃度基準値及びその適用
 - ⑤ リスク低減措置
-

■ 新たな化学物質規制

■ 化学物質による健康障害防止のための 濃度の基準の適用等に関する技術上の指針



5-b

一人親方等の衛生管理について

令和5年4月1日
令和7年4月1日 改訂

一人親方等に対する規制の拡大について（R7.4.1～）

◎ 作業を請け負わせる一人親方等に対する措置の義務化 （令和7年4月1日～）

以下の規定については、**請負関係の有無に関わらず、労働者以外の者も**規制の対象とする。

● 危険が発生する恐れがある場所には、立ち入る必要がある者を除き、**当該場所で作業に従事する者が立ち入ることを禁止し、その旨を見やすい箇所に表示すること**

● **車両系荷役運搬機械等の乗車席以外の箇所等危険な箇所への搭乗の禁止**

● **特定の事故等が発生し、危険を及ぼすおそれがあるときは、事故等が発生した場所から退避させること**

一人親方等に対する規制の拡大について（R7.4.1～）

- 避難用器具などについて、作業員の人数以上の備付けや作業員に対する備付け場所及び使用方法の周知、退避等の訓練の実施
- 特定の場所においては、当該場所で作業に従事する者が喫煙など火気を使用することを禁止すること
- 悪天候のため作業員への危険が予想される作業について、悪天候時には当該作業をさせてはならない
- 化学設備（配管を除く）に原材料を送給する作業による爆発又は火災を防止するため、必要な事項について、見やすい位置に表示すること

※措置義務者は、当該業務又は作業を行うすべての事業者

現場に入る人
みんなが
守られる…！



一人親方等に対する規制の拡大について（R7.4.1～）

◎ 措置義務の対象に含まれる範囲

- ・・・作業の内容に関わらず、その場所で何らかの作業に従事する者

例えば・・・

○当該場所で何らかの作業に従事する、

- ・ 他社の社長や労働者
- ・ 一人親方
- ・ 一人親方の家族従事者

○当該場所に荷物等を搬入する者



等が含まれる

一人親方等の衛生管理に関する改正点 (R5.4.1~)

● 同じ作業場所にいる労働者以外の人に対する措置の義務化

同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）に対しても、以下の措置の実施が義務付けられる。

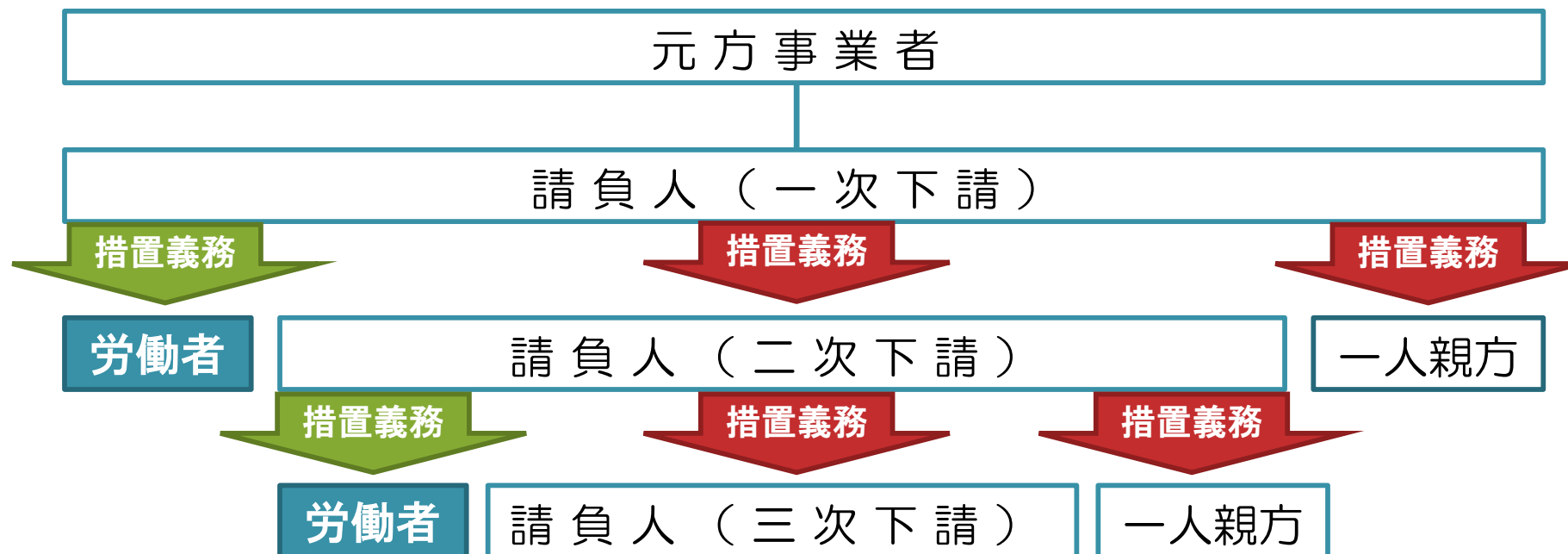
- ・労働者に保護具を使用させる義務がある作業場所については、
その場所にいる労働者以外の人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること
- ・労働者を立入禁止や喫煙・飲食禁止にする場所について、
その場所にいる労働者以外の人にも立入禁止や喫煙・飲食不可とすること
- ・作業に関する事故等が発生し労働者を退避させる必要があるときは、
同じ作業場所にいる労働者以外の人にも退避させること
- ・化学物質の有害性等を労働者が見やすいように掲示する義務がある作業場所について、
その場所にいる労働者以外の人にも見やすい箇所に掲示すること

一人親方等の衛生管理に関する改正点 (R5.4.1~)

● 重層請負の場合の措置義務者

事業者の請負人に対する配慮義務や周知義務は、請負契約の相手方に対する義務となる。

三次下請まで作業に従事する場合は、一次下請は二次下請に対する義務を負い、三次下請に対する義務はない。二次下請けが三次下請に対する義務を負う。



※赤の矢印が新たに生じる措置義務

一人親方等の衛生管理に関する改正点 (R5.4.1~)

- 作業の全部を請け負わせる場合・・・

事業者は単なる注文者の立場となるため措置義務の対象外

- 周知の方法

周知は以下のいずれかの方法で行うこと

- ① 常時作業場所の見やすい場所に掲示または備えつける
- ② 書面を交付する（請負契約時に書面で示すことも含む）
- ③ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録した上で、各作業場所にこの記録の内容を常時確認できる機器を設置する
- ④ 口頭で伝える

- 請負人等が講ずべき措置・・・

事業者から必要な措置を周知された請負人等自身は、確実にこの措置を実施すること。

個人事業者等の健康管理に
関するガイドライン



厚生労働省ウェブサイト内の
該当ページへのリンク

5-c

デジタル化等への対応について

デジタル化等への対応について

● 特定元方事業者のパトロールについて (R6.6.28付け基監発0628第1号ほか)

- ・ 目視等による巡視と**同等以上の安全衛生水準が確保されることが前提となる。**
→安全衛生水準が損なわれない範囲内で、デジタル技術を活用した遠隔からの巡視も可能に
- ・ 遠隔での巡視では得られない情報 (**嗅覚・触覚による情報等**) や**コミュニケーション**の重要性
→重大な災害の発生リスクがある場合は目視による巡視を行うのが適当。

● 医師の面接指導について (H27.9.15付け基発0915第5号)

- ・ **労働者の表情、しぐさ、話し方、声色等様子を把握し、円滑にやり取りを行うことが求められるため労働、対面で行うことが望ましい**
- ・ 情報通信機器を用いて行う場合・・・**労働者の心身の状況を把握し、必要な指導を行うことができる状況で実施することが重要**

その他詳細な条件については関係通達に記載のとおり

デジタル化等への対応について

● 文書等の電磁的記録による保存について

厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令

- 法令により書面の保存が求められていたものについて、一部電磁的記録による保存が認められた。電磁的記録による保存は、左下のいずれかにより行う。また、右下の措置を講じること。

- 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係るコンピュータに備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルにより保存する方法
- 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより保存する方法

- 必要に応じ記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係るコンピュータその他の機器に表示し、及び書面を作成できるようにすること。
- 記録された事項について、保存すべき期間中における当該事項の改変又は消去の事実の有無及びその内容を確認することができる措置を講じ、かつ、当該記録の作成に係る責任の所在を明らかにしていること。
- 記録された事項について、保存すべき期間中において復元可能な状態で保存することができる措置を講じていること。

デジタル化等への対応について

●電磁的記録による保存が認められる範囲について

- 労働安全衛生法第103条に根拠を持つ規則に基づく記録 等

詳細は、厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の**別表**に記載あり

具体的には…

- 健康診断の個人票、面接指導の記録
- 定期自主検査の記録
- 点検記録
- 安全衛生委員会議事録
- 作業環境測定 of 記録
- 特別管理物質や石綿等の作業記録 等々

5-d

電気自動車等の整備業務に係る特別教育の改正点

令和6年10月1日 改訂

電気自動車等の整備業務に係る特別教育の改正点

- 「低圧」（直流750ボルト以下をいう。）の規定について、当該特別教育の制定時には低圧の範囲を超える電圧の蓄電池を内蔵した電気自動車が存在しなかった



低圧の範囲を超える
蓄電池を内蔵する
自動車の登場

- 特別教育が必要とされている業務として、
「低圧の蓄電池を内蔵する自動車」のみが対象とされているところ、
当該蓄電池の電圧に係る上限を廃止する

※令和6年10月1日施行

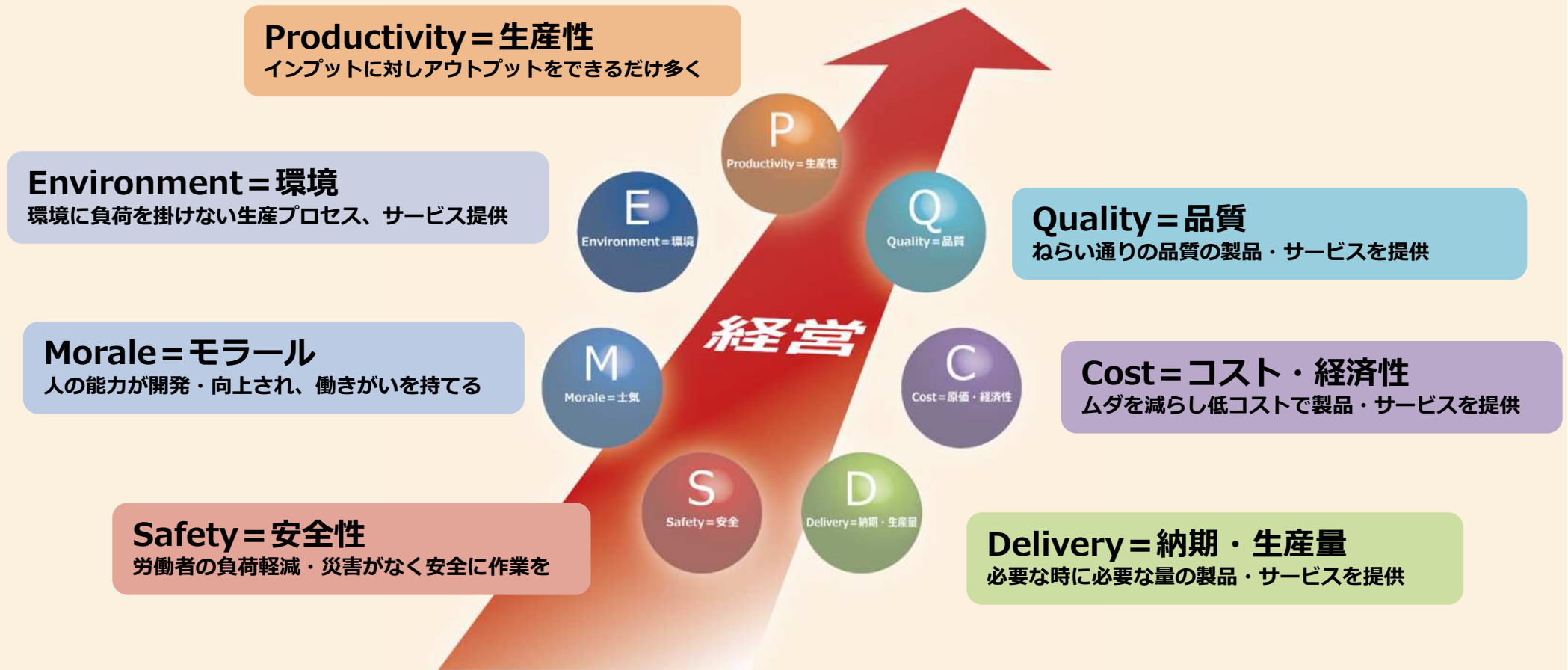
6



安全経営あいち®

リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。

P Q C D S M E は、モノづくりやサービス提供の7つの視点



- どの視点も欠かすことはできない。
- どれかひとつだけを重視することもできない。
- 安全も視点の1つ [安全を欠かすことはできない。
安全だけを別に取り扱えない。

企業価値の向上

リスクアセスメントは現場の実態把握をそのプロセスに含める。

現場の実態把握は、他の経営課題と一体的に捉えることが可能。

リスクアセスメントは、複数の経営課題を同時に高める機序となり、**企業価値向上を図るための戦略的手法**とすることができる。



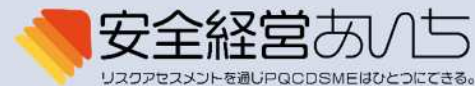
安全経営あいち賛同事業場制度



- ◆ 「安全経営あいち®」に賛同いただける事業場
- ◆ **監督署あて**
- ◆ **申請書を提出してください。**

申請の主な要件

- ・愛知県内の事業場であること
- ・監督署のリスクアセスメント集団指導などに出席していること



- 「登録証」をお渡しします。
- 「安全経営あいち®」のロゴマークを使用できるようにします。
- 愛知労働局HP内「賛同事業場一覧」に掲載します。（承諾いただいた場合）

「安全経営」に取り組む姿勢と、その基礎となるリスクアセスメントに積極的に取り組む姿勢を、同時に事業場内外に示し、企業価値向上の一助としていただけます。

出前講座のご案内



- 愛知労働局及び管下労働基準監督署では、管内事業場へのリスクアセスメント等の普及促進を図るため、「**リスクアセスメント出前講座**」を行います。

様式ダウンロード・WEB申込み等は、愛知労働局ホームページへ

お問合せは、愛知労働局労働基準部安全課または最寄りの労働基準監督署にお願いします。



愛知産業保健総合支援センター



産業保健等に関するご相談が無料で受けられます。



働く人の「こころ」と「からだ」の
健康管理について
相談できる窓口があります

さんぽセンター
Webひろば

さんぽセンターのサービス
お役立ち資料
産業保健事例
よくあるご質問
関連リンク

独立行政法人 労働者健康安全機構

相談聞くゾウ〜!

最寄りのさんぽセンターを探す

動画で知ろうさんぽセンター


リーフレットで見るさんぽセンター

イベントのご案内

東海クレーン安全大会 60周年記念大会

 異業種交流 安全劇

最適な作業と安全
安全のつりあい

日 時	2024年10月15日(火) 16:00~16:30
会 場	Niterra 日本特殊陶業市民会館 ビレッジホール 名古屋市中区金山一丁目5番1号
参 加 費	無料(日本クレーン協会東海支部へ事前申込みをして下さい)
内 容	「運ぶ」作業に関わる作業の全体をとらえることで、安全を含む最適な作業へとつながられることを事例をとおしてご紹介します。
主 催 ・ 共 催	主催:日本クレーン協会東海支部 共催:  あいち安全経営本舗® <small>リスクアセスメントを基にUPQCOSMEはむとついできる。</small>

治療と仕事の
両立支援
シンポジウム
あいち

日 時	2024年10月30日(水) 13:30~16:30
会 場	名古屋国際会議場 レセプションホール(名古屋市熱田区熱田西町1番1号) ※別途、LIVE配信 Zoom ウェビナーも行います。
参 加 費	無料
内 容 (予 定)	・特別講演(両立支援において企業がすべきこと、配慮すべきこと) ・事例発表 ・パネルディスカッション など
共 催	愛知労働局、愛知労働基準協会

イベントのご案内

産業保健 フォーラム in あいち 2024

「健康保持増進措置の

取組み方を学ぶ」

日 時	2024年11月19日(火) 13:30~15:30
会 場	ウインクあいち 5階 小ホール1 名古屋市中村区名駅4丁目4-38 ※別途、YouTubeでのライブ配信も行います
参 加 費	無料(会場参加・ライブ配信ともに参加申込みが必要となります)
内 容	・開会あいさつ ・事例報告 ・パネルディスカッション
主 催	愛知労働局、愛知県、名古屋市、労働者健康安全機構愛知産業保健総合支援センター、愛知労働基準協会、愛知健康安全交流会

愛知健康安全交流会 異業種交流

産業保健 ラウンドテーブル

日 時	2024年11月19日(火) 15:45~16:45 ※同日に開催される「産業保健フォーラム in あいち 2024」の終了後に開催
会 場	ウインクあいち 5階 小ホール2 名古屋市中村区名駅4丁目4-38 ※ライブ配信は行いません
参 加 費	無料(産業保健フォーラムとは別に参加申込みが必要となります)

イベントのご案内



日	時	2025年1月27日（月）13：30～16：00	
会	場	Niterra 日本特殊陶業市民会館 フォレストホール 名古屋市中区金山一丁目5番1号	
参	加	費	無料
内	容（予定）	・企業価値向上への取組紹介 ・トークセッション ・会場参加型企画 など	
主	催	愛知労働局	